

第三者認証制度の概要

平成 16 年 3 月 4 日

厚生労働省医薬食品局審査管理課

医療機器に係る「カテゴリー」と「安全対策」の見直し

現状と改正後		現行薬事法		改 正 後	
国際分類	リスクによる医療機器の分類	EU制度概要	FDA制度概要	現行薬事法	販売規制
クラスⅠ	不具合が生じた場合でも、 <u>人体へのリスクが極めて低い</u> と考えられるもの (例) 体外診断用機器、鋼製小物、X線フィルム、歯科技工用用品	承認不要	承認不要	販売業の届出不要 製造承認不要	販売業の届出不要 元売承認不要
クラスⅡ	不具合が生じた場合でも、 <u>人体へのリスクが比較的低い</u> と考えられるもの (例) MRI、電子式血圧計、電子内視鏡、消化器用力カテーテル、超音波診断装置、歯科用合金	第三者認証制度 実地調査のみ	承認必要	販売業の届出制 製造に係る大臣承認	販売業の届出制 (※参照)
クラスⅢ	不具合が生じた場合、 <u>人体へのリスクが比較的高い</u> と考えられるもの (例) 透析器、人工骨、人工呼吸器、バルーンカテーテル	監視登録 監視登録			販売業の許可制の導入
クラスⅣ	患者への侵襲性が高く、不具合が生じた場合、 <u>生命の危険に直結する恐れがある</u> もの (例) ペースメーカー、人工心臓弁、ステント	監視登録 監視登録			元売に係る大臣承認

注) 例示している製品は、国際分類を踏まえて分類。なお、最終的に何処に分類されるかは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、厚生労働大臣が定める。このほか、医療機器には賃貸業があるが、薬事法上の規制は販売業同様であるため、この表では標記を省略。
 ※) 特定保守管理医療機器については、高度管理医療機器同様販売業は許可制とする。

体外診断用医薬品のカテゴリーと承認制度

分類	定義	現行				改正後			要件
		米国	EU	医療用・一般用	要件	一般用	基準	要件	
低リスク	<p>診断情報リスク(確定診断に与える寄与)が比較的低いと考えられる測定項目を測定するもの。</p> <p>1. 較正用標準物質があり、自己点検が容易なもの(約130項目) (例) GPT, GOT, ALP, グルコース、LDH, HbA1C, IgG, コレステロール、エストラジオール</p> <p>2. その他(約300項目) (例)Hb, Ht等血液形態学的検査、抗Sm抗体等自己免疫測定</p>	届出不要	事前届出 510(k)	自己認証	GMP適用除外	承認不要 (自己認証)	第三者認証	体外診基本要件 較正用標準物質	品質システム型GMP適用
その他 50項目	<p>診断情報リスクが比較的大きく、 <u>情報の生命維持に与える影響が大きい</u>と考えられるもの。及び新測定項目</p> <p>(例)癌、HIV、HCV等感染症診断薬、NAT等遺伝子診断薬、細菌学的検査</p>	承認	第三者認証	大臣承認		第三者認証	大臣承認	体外診基本要件 相関性基準 (既存品との相対比較試験)	体外診基本要件

注：米国における一般用は、事前届け出であるが、通常の医療用の申請に比べ、添付文書や性能に関する要件が上乗せ的に定まっている。欧洲においては、血糖測定機器等一般用機器は、第三者認証の対象とされている。

第三者認証機関の登録、監督システム

第三者認証機関

登録要件

- ISO/IECガイド 65

(製品認証機関の基準)

- ISO/IECガイド 62

(品質システム登録機関の基準)

独立性

- ・親会社が医療機器製造業者等でないこと
- ・役員の過半数が医療機器製造業者等でないこと
- ・代表者が医療機器製造業者等の役員又は職員でないこと

登録申請は法施行1年前を目途に受け付ける予定

①登録申請

3年ごとの更新

②登録

③定期的監査 (1年に1回程度)

厚生労働省

実施業務

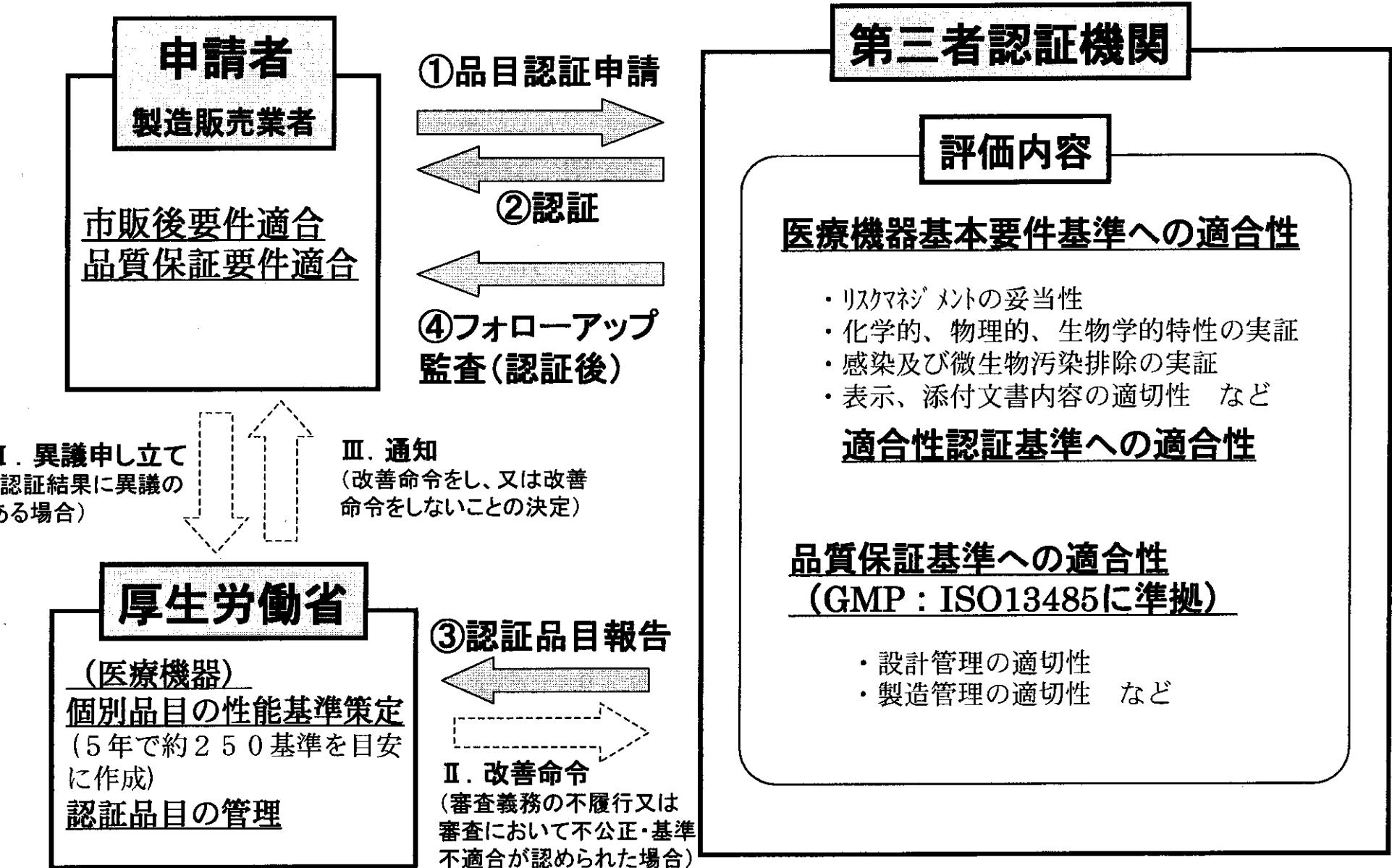
- ①登録書面調査
- ②登録実地調査
- ③登録
- ④研修

⑤監査、改善指導

厚生労働大臣が登録をした時は、認証機関に関する以下の事項を公示する。

- ① 名称・住所
- ② 登録業務を行う事業所の所在地
- ③ 認証業務を行う範囲
- ④ 登録をした日

第三者認証制度における個別品目の認証フロー（医療機器）



医療機器第三者認証基準のイメージ

基本要件(告示) (法第41条に基づく基準)

すべての医療機器に当ては
まるGHTFの基本要件

局長通知で、指定管理医療機器
ごとに個別の項目の解釈を示す。
(JIS, ISO, IEC等の基準を引用)

技術基準(告示) (法第23条の2に基づく基準)

JISに、「使用目的、効能又は
効果」を加えたもの

引用

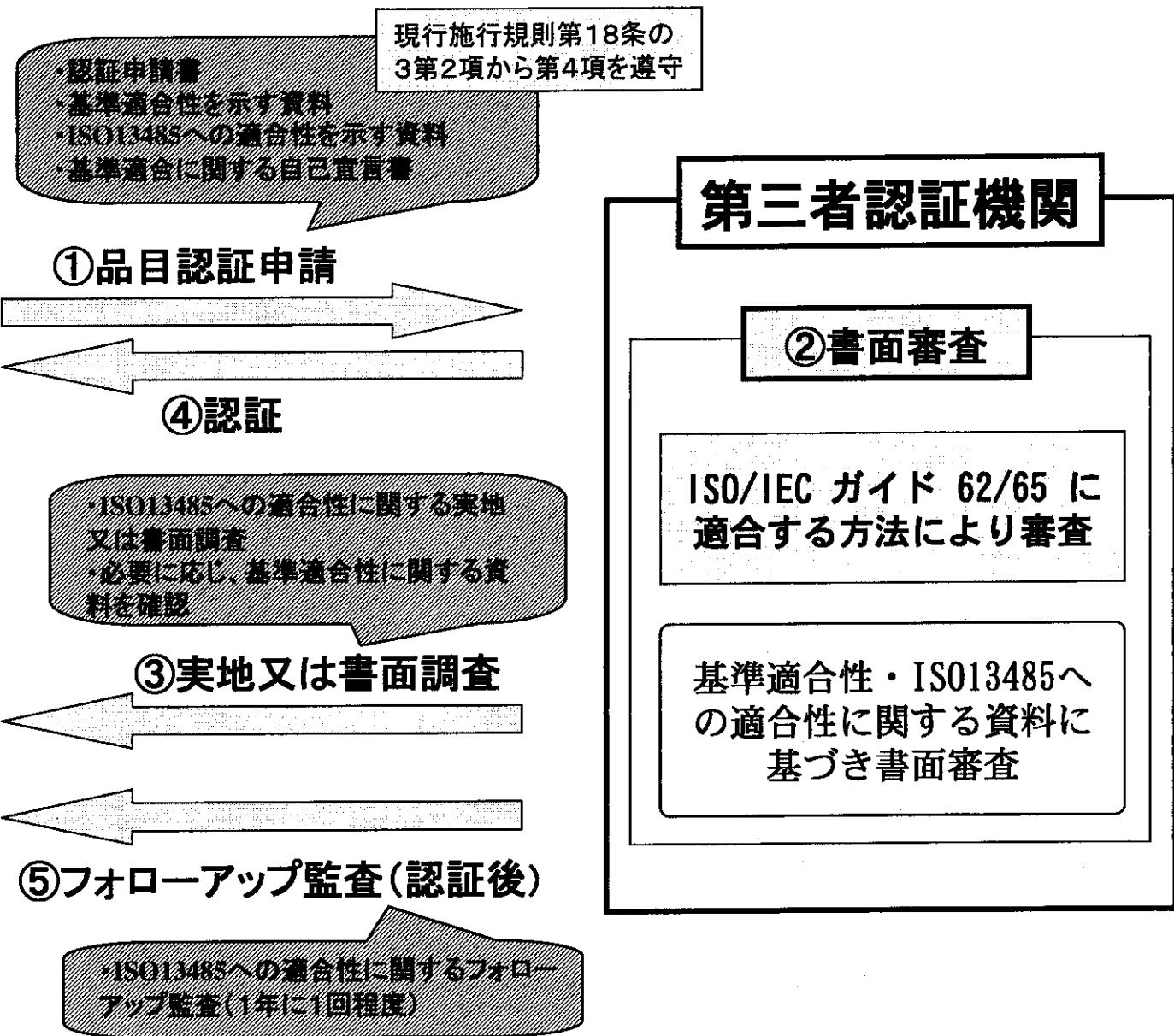
JISは、FDA又は
EUが採用してい
る基準を優先して
整備すること。

申請者は、上記の基準適合に関する資料を提出

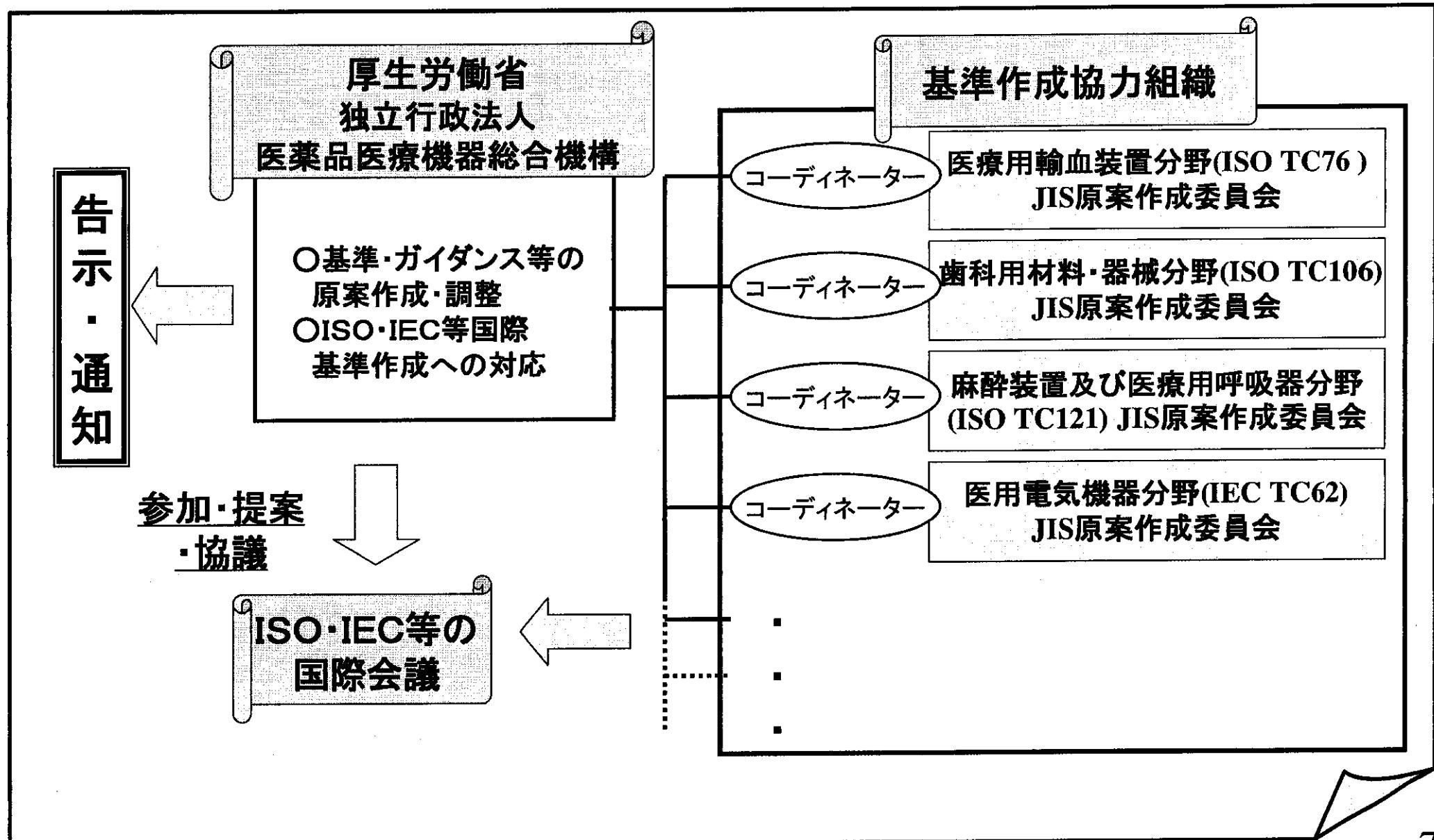
第三者認証制度における認証手続きについて

申請者
(製造販売業者)

製造所
(製造業者)

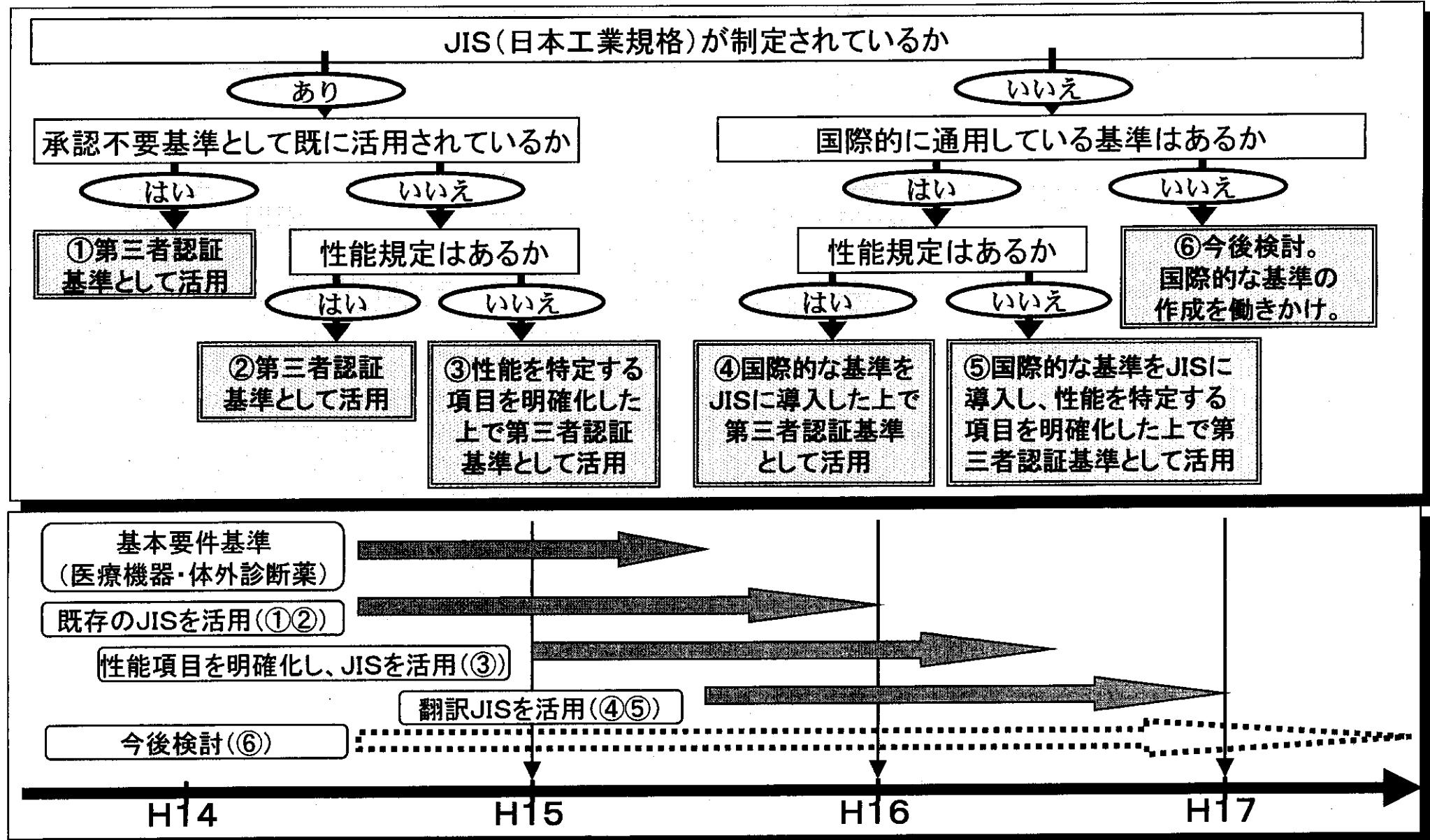


基準・ガイダンス等作成体制の整備



第三者認証基準の整備計画

JIS又は国際的な基準が整備されている管理医療機器から順次整備していくこととする。



JIS・薬事法基準の策定プロセス

